

所在地: 神奈川県川崎市中原区今井上町53
 業務内容: 映像事務機のソフトウェアの開発
 設立: 1976年



水質(事業所排水)					
	項目		法・条例基準	事業所基準	実測最大値
健康項目	カドミウム	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	シアン	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	有機リン	(mg/l)	0.2	0.16	-
	鉛	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	砒素	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	総水銀	(mg/l)	0.005	0.004	<0.0005
	ジクロロメタン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	四塩化炭素	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.04	0.032	<0.001
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.4	0.32	<0.001
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	3	2.4	<0.001
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	トリクロロエチレン	(mg/l)	0.3	0.24	<0.001
	テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	チウラム	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	シマジン	(mg/l)	0.03	0.024	<0.001
	チオベンカルブ	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	ベンゼン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001
	セレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
ホウ素	(mg/l)	10	8	<0.1	
フッ素	(mg/l)	8	6.4	0.23	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)		5.0 - 9.0	5.9 - 8.5	7.4 - 7.9
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/l)	600	480	9
	浮遊物質(SS)	(mg/l)	600	480	<5
	n-ヘキサン抽出物質(全)	(mg/l)	-	5	<5
	n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	(mg/l)	5	4	-
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	(mg/l)	10	8	-
	フェノール	(mg/l)	0.5	0.4	<0.05
	銅	(mg/l)	3	2.4	<0.2
	亜鉛	(mg/l)	3	2.4	0.5
	溶解性鉄	(mg/l)	10	8	<0.5
	クロム	(mg/l)	2	1.6	<0.005
	リン	(mg/l)	32	25	3.8
	窒素	(mg/l)	240	192	8
	沃素消費量	(mg/l)	220	176	<5
色度		12度以下	10度以下	8.5	

- * 法・条例基準:法規制等(下水道法、川崎市下水道条例)で最も厳しい基準
- * 事業所基準:法規制等で最も厳しい基準の80%値
- * n-ヘキサン抽出物質(全)は社内規程によりn-ヘキサン抽出物質の鉱物油と動植物油の測定値を合算した値で管理をしています。事業所基準は鉱物油の法・条例基準値を適用し、基準値を超過した場合、鉱物油、動植物油個々の再測定を行っています。
- * アルキル水銀、六価クロム、アンモニア・亜硝酸・硝酸性窒素、溶解性マンガンは社内基準により測定省略。
- * 有機リンは事業所での使用が無く、測定省略。2008年は測定を実施する。

大気(煤煙)				
	項目		事業所基準値	実測最大値
ボイラー	NOx	(g/1000KJ)	0.038	0.037
	煤塵	(g/m ³ N)		<0.001

- * 事業所基準:川崎市公害防止条例基準値を適用。(窒素酸化物)
- * ボイラーは、燃料に都市ガスを使用しているため、SOxの発生はありません。2001年4月の川崎市条例改訂で煤塵の基準値はなくなりました。小杉事業所では自主的に煤塵の測定を実施しています。

騒音(単位:dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
朝	60	46
昼	65	54
夕	60	48
夜間	50	45

- * 事業所基準:川崎市公害防止条例基準値を適用。

振動(単位:dB)

- * 振動発生設備の稼働がないため、2007年の測定実績はありません。

悪臭

- * 悪臭の発生する恐れがないため、2007年の測定実績はありません。今後、悪臭発生施設の設置等、付近への影響が予測される場合、測定を実施致します。